

期日指定定期預金規定

1. (満期日)

- (1) この預金の満期日は、証書記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知をしてください。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 自動継続扱いの場合で前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があったときは、同時にこの預金の全部について継続停止の申し出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合はその残りの金額について自動継続として取扱います。
- (3) (1)による満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。
なお、自動受取式の場合には、最長預入期限（期限が銀行休業日の場合は、休業日の翌営業日）に自動的に解約し、元金をあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (4) (1)により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。
この場合、自動継続扱いのものは、同時に継続停止の申し出がなかったものとして取扱います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（自動継続扱いの場合は継続日）から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
証書（通帳）記載の「2年未満」の利率
 - B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
証書（通帳）記載の「2年以上」の利率
- (2) 自動継続扱いの場合の継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。
ただし、この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 自動継続扱いのもので継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 自動継続扱いの継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (5) この預金の満期日以後の利息（前項の場合における満期日以後の利息を含む）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) この預金を定期預金規定書共通規定5（1）により満期日前に解約する場合および同共通規定5（4）および（5）の規定により解約する場合、その利息は、預入日（自動継続扱いの場合で継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	2年以上の利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	2年以上の利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	2年以上の利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	2年以上の利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満	2年以上の利率×90%
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3. (預金の一部解約)

- (1) この預金の一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) (1)の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

4. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上